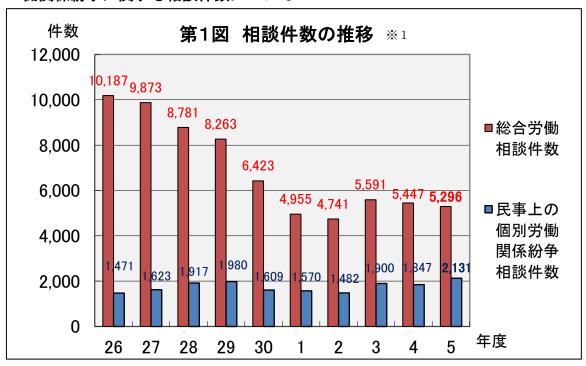
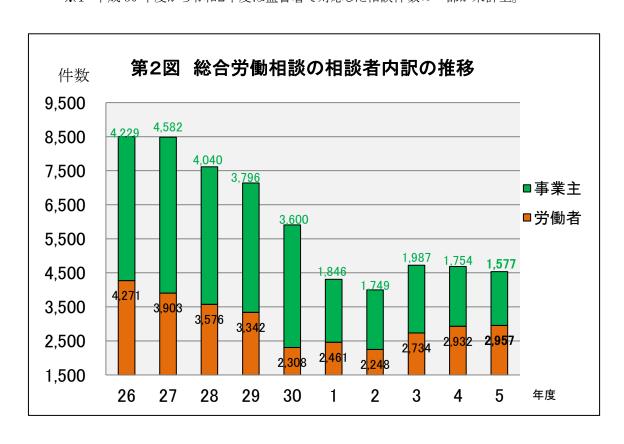
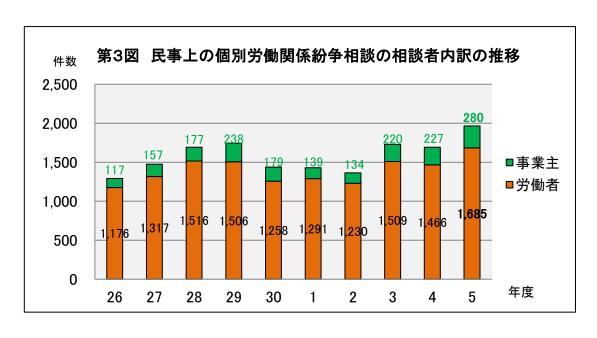
## 徳島労働局における個別労働紛争解決制度の運用状況推移

1 総合労働相談件数(相談コーナー等窓口での相談総数)及び民事上の個別労働関係紛争に関する相談件数について



※1 平成30年度から令和2年度は監督署で対応した相談件数の一部が未計上。





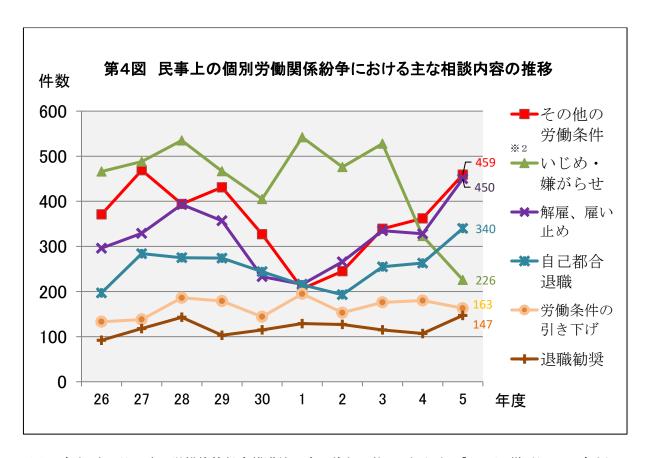
## 2 民事上の個別労働関係紛争相談内容に関する相談内容について

## (表) 民事上の個別労働紛争の内訳における相談の増減状況

(後) 氏事工の個別分割物事の内部における行政の指数が光						
紛争の内容	年度	1	2	3	4	5
「その他の労働条件」に関する相談	件数	206	245	339	362	459
	割合(%)	10.6	13.0	14.9	16.8	18.8
「いじめ・嫌がらせ」に関する相談	件数	542	476	528	323	226
	割合(%)	27.9	25.2	23.2	15.0	9.3
「解雇・雇い止め」に関する相談	件数	216	266	335	328	450
	割合(%)	11.1	14.1	14.7	15.2	18.4
うち「解雇」に関する相談	件数	156	224	267	265	320
	割合(%)	8.0	11.9	11.7	12.3	13.1
「自己都合退職」に関する相談	件数	215	193	255	263	340
	割合(%)	11.0	10.2	11.2	12.2	13.9
「労働条件の引下げ」に関する相談	件数	195	153	176	180	163
	割合(%)	10.0	8.1	7.7	8.4	6.7
「出向・配置転換」に関する相談	件数	95	48	84	106	106
	割合(%)	4.9	2.5	3.7	4.9	4.3
「退職勧奨」に関する相談	件数	129	127	115	107	147
	割合(%)	6.6	6.7	5.0	5.0	6.0
「その他」に関する相談	件数	343	382	446	483	549
	割合(%)	17.7	20.2	19.6	22.4	22.5
内訳延べ合計	件数	1,941	1,890	2,278	2,152	2,440

割合(%) = 件数 / 民事上の個別労働紛争の内訳の合計数 × 100

「民事上の個別労働紛争の内訳」の合計数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容をそれぞれ件数として計上しているものであり、これを母数として上記(表)の割合を算出している。なお、「その他」に関する相談とは、「懲戒処分、昇給・昇格、採用内定取消、募集・採用、定年・年齢差別、雇用管理改善、労働契約の承継、教育訓練、人事評価、賠償、その他」に関するものである。



※2 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、(これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた)同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て(同法に基づく対応となり)別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。 労働施策総合推進法に関する相談件数は、別添2の裏面の参考を参照。

## 3 助言・指導及びあっせんの受付状況

